

令和6年度 みなべ町ふるさと応援奨学金給付募集要項

1 目 的

学費の支弁が困難と認められる大学生等のうち、みなべ町の広報・宣伝活動等に協力し、町情報の発信拠点となってふるさとを応援する志のある者に対し、修学に必要な資金を支給することを目的とする。

2 応募資格

奨学金の給付を受ける者は、みなべ町に居住する者又は居住する者の子弟であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づく専修学校のうち専門課程新1年生、高等専門学校のうち新4年次、大学新1年生に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者としします。

- （1）経済的理由により学資金の支弁が困難であると認められる者。
- （2）学業、人物ともに優秀で、性行が善良である者。
- （3）保護者及び連帯保証人に町税等の滞納がないこと。
- （4）みなべ町の広報・宣伝活動等に協力し、町情報の発信拠点となってふるさとを応援する志のある者。

3 奨学金の給付期間及び金額

- （1）奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限としします。
- （2）前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとしします。

年額200,000円

- （3）給付した奨学金は、原則、返還を要しないものとしします。

4 令和6年度奨学生採用予定数

3名

5 応募方法

下記必要書類を提出期限内に、みなべ町教育委員会に提出してください。

- （1）奨学金給付申請書（様式第1号）
- （2）自己PR調書（様式第2号）
- （3）履歴書
- （4）合格通知書又は在学証明書
- （5）世帯員の所得証明書

6 書類提出期限

令和6年6月28日(金)必着

7 採用の通知と手続き

奨学生選考委員会による書類選考・面接を行い、奨学生を決定したときは、本人又は保護者に対し奨学生決定通知書（様式第3号）により通知します。（8月頃予定）

8 採用になった場合

- （1）奨学生として採用を決定された者は、前項の通知を受けた日から15日以内に連帯保証人と連署した誓約書（様式第4号）を町長あてに提出して下さい。
- （2）採用された者は、広報・宣伝活動等の実施した活動内容をまとめて、毎年度末までに教育委員会まで報告していただきます。
- （3）奨学金給付期間中は毎年4月末までに在学証明書を提出していただきます。
- （4）みなべ町の広報・宣伝活動等を行うにあたり、みなべ町について知識習得のため講習を受けていただきます。

9 奨学金の送金

- （1）奨学金は、原則として毎年一定日に給付します。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- （2）奨学金の給付は、口座振り込み依頼書により、本人から申し出のあった金融機関の預金口座に振り込み、本人あてその旨を通知します。

10 給付の休止及び停止

- （1）奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止します。
- （2）奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止します。

11 給付の廃止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止します。なお、必要と認めた場合には在学学校長の意見を徴するものとします。

- （1）傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- （2）学業成績又は、性行が不良となったとき。
- （3）奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- （4）前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- （5）在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき。

(6) その他応募資格にある奨学生としての資格を失ったとき。

12 奨学金の返還

(1) 奨学生は、学校在学中に給付の廃止となった場合及び、退学となった場合は給付を受けた奨学金の一部又は、全部をみなべ町ふるさと応援奨学金給付条例施行規則（以下「規則」という。）に従い返還していただきます。

(2) 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者又は扶養者若しくは保証人が本人に代わって奨学金を返還していただきます。

① 本人の住所などが不明のため、本人との連絡がとれないとき。

② 本人に督促を重ねても返還しないとき。

(3) 保護者又は扶養者若しくは保証人が、本人に代わって返還を申し出たとき。

13 奨学金の返還猶予

奨学金の返還を求められた者が、次の各号の事由に該当して返還が困難となった場合には、奨学金返還猶予申請書を町長に提出し、奨学金の返還猶予を申し出ることができます。

(1) 災害又は傷い疾病によって返還が困難となったとき。

(2) その他真にやむをえない事由によって返還が著しく困難となったとき。

14 奨学金の返還免除

返還を求められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付した奨学金を本人に代わって保護者又は扶養者若しくは保証人が返還の義務を負いますが、返還が困難なときは願い出により、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。

(1) 死亡した場合

(2) 心身障害のため精神又は身体の機能に高度の障害を残して労働力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することにより、奨学金の返還が困難となった場合。

15 返還猶予の期間

返還猶予の期間は、その事由の終了したときまでとします。

16 学校を卒業したとき

卒業証明書を提出してください。

17 その他

休学、退学、留年、その他の学生の身分などに変更のあった場合や、住所変更、連帯保証人の変更など既に届け出た書類の記載事項に変更を生じたときは、そのつど届け出なければなりません。

様式第1号（第4条関係）

みなべ町ふるさと応援奨学金給付申請書

フリガナ				性別	生年月日		年度
氏 名				男・女	年 月 日		
本籍							
フリガナ							
現住所							
保 護 者	氏名			続柄	職業・勤務先名称		
	住所	日高郡みなべ町 番地					
	連絡	自宅電話（ ）・勤務先電話（ ）					
家 同 一 世 帯 の 者 （ 本 人 を の ぞ く ） 族 欄	氏 名	続柄	年齢	職業・学校・学年	年間所得金額	備考	
学校名	高等専門学校： 大学						

奨学金の給付を受けたく保護者連署のうえ申請します。
なお、申請にあたり保護者世帯全員の所得状況及び町税等の納付状況について、関係台帳により教育委員会が確認することを承諾します。また、世帯状況に変更が生じた場合もこれに承諾します。

令和 年 月 日

申請者 住所 氏名 ㊞

保護者 住所 氏名 ㊞

みなべ町長 殿

様式第2号（第4条関係）

みなべ町ふるさと応援
奨学生自己PR調書

出身学校名
在 学 校 名
氏 名
生 年 月 日

印

【自己PR】